

二次募集中（6/3～7/5）

平成 26 年度「海外留学派遣プログラム 開発支援事業」公募要項

■事業の趣旨

グローバル化が進行する相互依存社会の中で、国際的な視野を持ち、京都市域の活性化に貢献できる人材の育成および学生の海外留学促進を目的とします。

■実施概要

大学コンソーシアム京都加盟大学・大学院・短期大学が実施する優れた海外留学派遣プログラムに、開発支援金を支給します。

■定義

「プログラム開発」とは加盟校が新たにプログラムを企画または既存のプログラムを改編することを指します。
「プログラム実施」とは加盟校が新たに企画または改編したプログラムに学生を募集し、参加させることを指します。

■支援対象プログラム

次の要件に該当する海外留学派遣プログラム開発を支援します。ただし、政治活動・営利事業等を目的とするものは除きます。

- ① 申請者が実施する海外留学派遣プログラムで、現地での交流等の活動を通して、帰国後に京都市域の活性化に貢献する提言レポートをプログラム単位で提出できること。（※1）
- ② 平成 26 年度中に開発（※2）を終了し、平成 27 年度中に海外留学派遣を実施できること。（※3）
- ③ 実施場所は外務省の危険情報により安全と判断でき（※4）、渡航先での安全性および危機管理が担保されている海外留学プログラムであること。また渡航中は安全の確保に気を配り、責任を持って行動すること。
- ④ 参加者は引率を除き最低 3 名以上とする。
- ⑤ 実施プログラム参加者は引率を含め、全員が同一便で出発、帰国すること。

■申請者条件

申請者は、海外留学派遣プログラム実施主体（センター、機構、学部、研究科、研究室、ゼミ等）のプログラム開発担当教員であること、及びプログラムの開発と実施について責任を持って行える者であること。

■選考方法

以下の審査のポイントを基準に、書類審査にて選考します。

【審査のポイント】

①教育的意義

- 現地での活動や交流など質の高い体験を提供できるか。

②渡航期間とプログラム内容

- 渡航期間とプログラム内容に相関性があるか。

③実現可能性

- 平成 26 年度もしくは 27 年度中に実施することが可能なプログラムと思われるか。（現地との協議を十分に行っているなどにより判断）

④京都市域活性化（詳しくは別紙「京都市域活性化プログラムテーマ案」を参考のこと）

- 京都市域の活性化に貢献する内容と思われるか。

⑤運営体制

- プログラム開発および実施にあたっての運営体制が適切に構築されており、安全確保と危機管理体制が整備

されているか。

⑥予算

- 適切に予算計画を策定しており、開発費決算報告を行うことができるか。

■採択件数：おおむね ~~10~~ 件程度。 **3~4 件程度**

■支援内容

プログラム開発に要する経費（実費相当額）を 30 万円を上限として支援します。 プログラム実施にかかる経費（引率者、参加者の渡航、滞在費等）に充てることはできません。（※5）

■募集期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）～~~5 月 15 日（木）~~ 必着 ~~※持参は午後 5 時まで受け付けます。~~

※7/5（土）まで メール添付 OK

送付先 shiono@consortium.or.jp 或いは kcai-office@consortium.or.jp

■スケジュール

○書類選考結果通知：平成 26 年 7 月中旬

○開発費決算報告：平成 27 年 2 月 28 日締切

○プログラム実施報告書（提言レポート）：実施後 1 ヶ月以内（平成 28 年 3 月末日締切）

■申込み先とお問い合わせについて

申込みは、**メール添付**または郵送、持参にて募集期間内に下記まで提出してください。

~~メールでの申請は受け付けません。~~

※7/5（土）まで メール添付 OK

送付先 shiono@consortium.or.jp 或いは kcai-office@consortium.or.jp

〒600-8216 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下るキャンパスプラザ京都

（公財）大学コンソーシアム京都 国際連携事業担当宛

お問い合わせは電話またはメールで受け付けます。

TEL：075-353-9164（国際連携事業担当直通） E-mail: kcai-office@consortium.or.jp

※1：プログラム実施後 1 ヶ月以内にプログラム実施報告書を提出していただきます。

報告内容は京都市や大学コンソーシアム京都などの HP に掲載することがあります。

※2：既存のプログラムを支援対象となるように改編して応募いただくことも可能です。

※3：プログラム開発とプログラム実施を平成 26 年度内に行っていただくことも可能です。なお、プログラム実施が平成 27 年度になる場合でもプログラム開発は平成 26 年度に完了し、開発費決算報告書の提出については上記のスケジュールに原則、従って提出してください。

※4：外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) で、「渡航の是非を検討してください。」「渡航の延期をお勧めします。」「退避を勧告します。渡航は延期してください。」が発令されていない地域でプログラム実施するものに限りです。

※5：支援金には用途制限があり、プログラム開発にかかる部分のみ支出できます。これについては支払の証憑が必要となります。採択事業と直接関係のない経費を間接経費（事務経費）として支出することはできません。なお、事業が天災等やむを得ない場合を除いて、実施に至らなかった場合は支援金を返金していただくことがあります。